

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

<会見>  
●直ちに緊急記者会見を開催  
●直近の定例会見・レクで説明、会見未開催日は臨時会見・レク開催も検討  
○直近の定例会見・レクで説明

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報 & 1F 状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		原災法第10条および第15条通報第25条報告										
(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項および第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する												
(2) 核燃料（溶融燃料を含む）の冷却機能（原子炉注水を含む）が停止したとき。	全号機を対象として、常設設備のほか、炉注水設備および使用済燃料プール冷却系等の仮設備を対象とする。ただし、規定どおりに予備機の起動により冷却機能を回復した場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	原子炉注水システム	ポンプ自動停止	トラブル	既設の設備での原子炉への注水不能（原子炉注水ポンプが停止し、非常用含め既設の設備にて、原子炉注水が出ていない場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					ポンプが1台停止した場合又は停止する必要が生じた場合（原子炉注水ポンプは停止したものの、代替機器により原子炉注水は継続している場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討
			炉注流量変動	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉への注水量が不足している場合（常用原子炉注水系で原子炉の冷却に必要な流量が確保されていない） （待機中の非常用原子炉注水系の動作可能なポンプで冷却に必要な流量が確保されていない） ・任意の24時間あたりの注水量増加幅が1.0m <sup>3</sup> /時を超過	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討
			炉注流量変更等	操作	設定流量を変更する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
				設定流量変更を伴わない流量変更（自然増減分の調整）の場合	×	-	-	-	-	-	その他	
				不具合対応のための計画的なポンプ停止	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
				ポンプ切替、定例試験等予定作業	×	-	-	-	-	その他		
		使用済燃料プール冷却システム（共用プールも含む、ただし4号機は除く）	ポンプ等自動停止	トラブル	一次系および二次系の冷却が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	複数号機の冷却停止および、復旧に時間を要する場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					冷却機能に影響しない設備が停止した場合（塩分除去装置の自動停止等）	×	-	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					5・6号機の燃料プール冷却浄化系がポンプ、弁等の不具合により停止した場合又は急遽停止する必要が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					漏水スキマサージタンク等水位変動	トラブル	使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎
					運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい（スキマサージタンクの自然減以外の水位低下および隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい）	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討
					原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
			ポンプ等起動・停止	操作	不具合対応のための計画的な冷却停止	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
冷却機能に影響するポンプ停止作業、切り替え	○				●事前（前日、遅くとも当日朝） ●停止後〔1日で終る場合省略〕 ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
冷却機能に影響しないポンプ停止作業、切り替え	×				-	-	-	-	その他			
			5・6号機において残留熱除去系による原子炉停止時冷却運転（原子炉側の冷却）と非常時熱負荷運転（使用済燃料プール側の冷却）を交互に切り替えて冷却する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●運用復旧時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		

資料1-2 添付資料-1

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法							
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング				
		使用済燃料プール冷却システム(4号機)	トラブル	使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
				運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい(スキマサージタンク の自然減以外の水位低下および隔離が不可で漏 えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏え い)	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
				原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明			
				ポンプ等自動停止	トラブル	ポンプ等の設備が停止した場合	○	-	-	-	その他			
				ポンプ等起動・停止	操作	不具合対応のための計画的な冷却停止 ポンプ停止作業・切り替え	×	-	-	-	その他			
				5・6号機原子炉冷却設備	ポンプ等自動停止	トラブル	残留熱除去系統のポンプ、弁等の不具合により 原子炉の冷却を停止した場合(全燃料が取り出 された場合を除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討
		原子炉冷却材浄化系のポンプ、弁等の不具合に より停止した場合(原子炉内に燃料が装荷され た状態で、原子炉を冷却していた場合、ただし 全燃料が取り出された場合を除く)	○				●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
		ポンプ等起動・停止	操作		計画的な作業等に伴う残留熱除去系ポンプの停 止により原子炉の冷却を停止する場合(全燃料 が取り出された場合を除く)	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
		(3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。	福島第一原子力発電所1~3号機を対象とする。なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	窒素ガス封入装置	窒素ガス分離装置(PSA)自動停止	トラブル	全ての窒素ガス分離装置が起動できなく、復旧に時間を要する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができた後、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
運転上の制限からの逸脱 ・運転中の窒素ガス分離装置が全停止した場合(速やかに再起動または他の装置に切り替えた場合を除く) ・非常用窒素ガス分離装置が動作可能でない場合 ・格納容器内水素濃度が2.5%を超えた場合	○						●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○						●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響なし	○						●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
封入流量変更	操作						封入流量の設定流量変更を伴う場合	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
封入流量の変更を伴わない場合	×						-	-	-	-	その他			
窒素ガス封入量に一時的な変化を確認	トラブル				原子炉格納容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
	操作				不具合対応のための計画停止	○	●事前(停止計画) ●事後(停止実績)	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
<p>(4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。</p>	<p>福島第一原子力発電所においては、保安規定第143条に定める再臨界の判断基準（バックグラウンドの平均値から2マイクロシーベルト/時の増加）を超える上昇が検出されたときとする。</p>	外部への放射性物質放出影響	放射線物質放出に影響を確認	トラブル	モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの有意な上昇があった場合（バックグラウンド平均+2マイクロシーベルト/時を目安とする）	○	●確認後、30分以内に必ず判明している範囲で速1報を発信、情報が入った段階で続報を発信 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					エリアモニタの有意な上昇があった場合（過去の変動範囲から逸脱した場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					モニタリングポストにおいて20nGy/hを超える変動があり、ダストモニタの指示等を確認した結果異常な放出が認められた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					敷地境界付近のダストモニタで警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバー作業日報に記載
					構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋カバー作業日報に記載
					警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×		-	-	-	その他	
		原子炉建屋カバー解体・がれき撤去作業時	トラブル	構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバー作業日報に記載	
				オペフロ上のダストモニタで高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバー作業日報に記載	
				オペフロ上のダストモニタで作業時の管理値を超え、作業中止及び飛散防止用散布という応急処置を行った場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他	●1号機建屋カバー作業日報に記載	
		タンク解体作業時	トラブル	警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×		-	-	-	その他		
				解体・切断作業時におけるダスト測定で管理値を超え、作業中止及び仮設屋根の設置という応急処置を行った場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	-	-	-	その他		
		各種サンプリング（海水、地下水、排水路他）	各種サンプリング値において、以下2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響があると判断出来る場合（可能性含む） 例：周辺観測孔等でも前回の値と比較して有意な変動がある場合 等	○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
				各種サンプリング値において、以下の2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響がないと判断出来る場合 例：周辺観測孔等でも前回の値と比較して有意な変動が無い場合、告示濃度限度以下の場合 等	○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報 ●分析結果の確定が夜間の場合は翌朝に通報	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明	
				各種サンプリング値の測定結果（有意な変動、[過去の値を大きく上回る場合]等がなく、環境への汚染の影響がない場合）（地下水サンプリング含む）	○		-	-	-	-	その他	●休祭日を含む午前10時および午後5時30分を目途にまとめてホームページ掲載

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
(5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む）の輸送中に事故があったとき。	放射性物質とは、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第2条第2項の核燃料物質および放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む。	燃料・廃棄物関係	放射線物質等の輸送中の事故	トラブル	核燃料物質若しくは核燃料物質に汚染されたもの、または放射性同位元素を輸送中の事故（炉税法第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意
			燃料の移動・輸送	作業	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		燃料の移動・輸送	作業	燃料の移動・輸送（発電所構内を含む）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●全ての移送が終了後30分以内を目安に通報	-	○	○	-	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報・1F状況にも記載 ●核物質防護上、実績のみの説明
(6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。		燃料・廃棄物関係	放射線同位元素の盗取または所在不明の場合（炉税法第2条第2項の核燃料物質および放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む）	トラブル		○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
(7) 原子炉施設に故障があったとき。	冷温停止の維持に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。 なお、福島第一原子力発電所1～3号機については、「冷温停止」を「冷温停止状態」と読み替える。	電源関係	外部電源停止	トラブル	全ての外部電源が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
			外部電源が1回線のみの場合（送電線事故等による瞬停時および計画的な電源切替等による停止を除く）		○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
			所内電源停止	トラブル	所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する（1日以上）と見込まれる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
			所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料プール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングポスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で速やかに復旧できる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●設備復旧後	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
			所内電源の停止により主要設備の動作状況に影響を及ぼさない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
			操作	所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が必要な場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●停止後〔1日で終る場合省略〕 ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報・1F状況にも記載	
		所内電源の停止作業により主要設備の機能停止（全停）が不要な場合（事前に受電切替を行う場合、片系のみの場合等）	×	-	-	-	その他					
		非常用ディーゼルの発電機	トラブル	定期試験等で不具合が確認され、待機除外等になる場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
		原子炉格納容器ガス管理システム	再臨界判定	トラブル	運転上の制限からの逸脱・サンプリングの結果、再臨界および再臨界の可能性ありと判断された場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
			システムの停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱・A・B両系とも停止の場合（ダストサンプリングを除く）	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●起動解除時 ※計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
1系統が停止するがもう1系統で機能が維持出来ている場合	○		●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報・1F状況にも記載				
遠隔監視不能	トラブル		プラントデータ（PCシステム上）およびwebカメラのいずれでも監視不能の場合	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
プラントデータ（PCシステム上）で監視不可でwebカメラでは監視可能な場合	×		-	-	-	○	○	その他	●定例会見・レクにて説明			
操作関係	操作		作業に伴いA・B両系とも停止し、計画的に運転上の制限から逸脱する場合（ダストサンプリングを除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略） ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報・1F状況にも記載		
作業に伴い1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持できている場合	×	-	-	-	その他							

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		原子炉圧力容器／原子炉格納容器温度、温度計	異常な温度上昇	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉圧力容器底部温度で80℃を超過 ・原子炉格納容器内温度が全体的に著しい温度上昇傾向がある場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●原因、対策（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					原子炉圧力容器および原子炉格納容器内温度の上昇の兆候	○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報 ●原因、対策（必要に応じて）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
		温度計異常	作業	監視使用可の保安規定対象温度計について、日常監視または毎月実施する信頼性評価で異常が見られ点検（抵抗測定等）を実施した場合	○	●点検決定後速やかに ●点検後の扱い（監視一参考または故障）決定後	-	○	○	E	●点検結果で不良となった場合 ●日報、1F状況にも記載	
				毎月実施する定例点検の結果、温度計の扱い（監視、参考、故障）が変更になった場合	×	-	-	-	-	その他	●月例プレス（「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」）にて説明	
水処理設備（SARRY/KURION/AREVA）／淡水化装置／多核種除去設備（脱殻/増設/高性能）及びモバイル型ストロンチウム除去装置（第二含む）／RO濃縮水処理設備／雨水処理設備／モバイル式処理装置	設備停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・水処理設備において全ての設備が動作不可	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●原因、対策（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
			水処理各設備/淡水化装置/多核種除去設備を不具合対応のために全系統停止した場合（誤操作含む）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			モバイル型ストロンチウム除去装置/RO濃縮水処理設備/雨水処理設備/モバイル式処理装置が設備の異常やトラブル等により、運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
(8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。 (起動信号が発信したときを含む。) また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。	事故・故障等に基づき、作動又は起動信号が発信したときをいし、試験のために起動させる場合を除く。	5・6号機非常用炉心冷却系	5・6号機非常用炉心冷却系の動作	トラブル	非常用炉心冷却系作動時（起動信号発信を含む）、およびこの場合に配管破断の有無を確認したとき（事故・故障等によるもの。試験起動の場合は除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意 ※起動信号のみの場合は公表区分C
(9) 原子炉内で異物を発見したとき。	① 「原子炉内」とは、原子炉冷却材圧力バウダリ内をいう。（福島第一原子力発電所1～4号機を除く） ② 「異物」とは、工具類、機材類、消耗品類およびルースパーツ（脱落した部品等）をさすものとする。ただし、混入しても機器等へ影響を及ぼさないものは除く。 なお、異物様物品を発見し、24時間以内に異物と判断できない場合は通報せず。	異物	5・6号機原子炉および使用済燃料プール内の異物発見	トラブル	5・6号機の原子炉、使用済燃料プール、圧力抑制室内において、異物（工具類、機材類、消耗品類およびルースパーツをさす[混入しても機器等へ影響を及ぼさないものは除く]）を発見した場合、また、物品を落下した時点で速やかに回収できない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●異物の状況（適宜） ●回収時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準		公表方法									
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング					
(10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を越えたとき。	① 周辺監視区域の外の空気中又は水中の放射性物質の濃度が、規則第15条第4号および第7号に規定する濃度限度を超えたとき。 ② 気体状又は液体状の放射性廃棄物を、それぞれ排気又は排水設備によって排出した場合において原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値を超えたとき。 ③ 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより放射性廃棄物の排気施設又は排水施設の排出状況に異状が認められたとき。(福島第一原子力発電所1~4号機および集中環境処理施設については、至近の放出量と比べて「異状」な状態となった場合とする。)	水漏れ(湯気を含む)	水漏れの発見(湯気を含む)	トラブル 汚染水の場合(多種除去設備(ALPS)含む)、または漏れた水がすぐに「ろ過水」「飲料水」「海水」と判断できない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報(判断している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信)。原因調査等で発生が想定され、場内で収まり外部への影響が無い場合は、まとめて発信可。 ・発見時刻 ・漏えい箇所 ・建(含建屋、土壌)の有無 ・漏えい量、漏えい状態(停止/継続) ・水の出所、放射能濃度 ・海洋放出のおそれの有無 ・系統への影響 ・応急処置実施内容、実施時期 上記の情報やデータにより公表区分は変化する	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明				
							○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合・湯気によるモニタリングポストへの影響がある場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意				
							○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 以上)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討				
							○	○	○	C	分析の結果、低濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 未満)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明				
(11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。	① 気体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 液体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。 ③ 福島第一原子力発電所については、「管理区域」と読み替える。	水たまりの発見	トラブル 「雨水」「地下水」「結露水」と判断できる場合(分析には回すまでもない場合)	○	-	-	-	-	その他	●毎日定期的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報					
											○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
											○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
											○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水(10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 以上)の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討
(12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限、かきの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。	漏えい検知器動作	トラブル 配管から漏えいにより漏えい検知器が動作した場合	○	-	-	-	-	その他	●検知器動作確認後30分以内を目安に通報(判断している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信) ●復旧時					
											○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」
											○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明
											○	○	○	D	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時
側溝放射線モニタ警報発生等	側溝放射線モニタ警報発生等	トラブル C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの指示値から核燃料物質等の漏えいの恐れがある場合	○	-	-	-	-	-	-	●警報発報確認後30分以内を目安に通報(判断している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信) ●復旧時					
											○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B ●すぐに(30分目途)誤警報であると確認された場合は、「その他」
側溝放射線モニタ警報発生等	側溝放射線モニタ警報発生等	C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの故障による欠測	○	-	-	-	-	-	-	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時					
											○	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		汚染水貯蔵タンク	漏えい、溢水の発見	トラブル パトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、罐内の水の溢水を確認した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） ・発見時刻 ・漏えい箇所 ・煙（含建屋、土囊）の有無 ・漏えい量、漏えい状態（停止/継続） ・水の出所、放射能濃度 ・海洋放出のおそれの有無 ・系統への影響 ・応急処置実施内容、実施時期 上記の情報やデータにより公表区分は変化する	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
							○	○	◎	A	汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備がてき次第、緊急会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
							○	○	●	B	分析の結果、高濃度の汚染水（10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 以上）の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
							○	○	○	C	分析の結果、低濃度の汚染水（10 <sup>2</sup> ベクレル/cm <sup>3</sup> 未満）の場合 ●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明	
							○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に通報 ●調査結果	
							○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
							-	○	○	E	●パトロール結果受領後30分以内を目安に通報 ●定例会見にて説明 ●日報、1F状況にも記載	
							○	○	○	D	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了） ●直近の定例会見・レクにて説明	
							×	-	-	-	その他	
							○	-	-	-	その他	
		対象設備外部への放射性物質放出	モニタリングポストの欠測	トラブル	モニタリングポストの欠測（隣接2号以上かつ2h以上継続） モニタリングポストの欠測（上記以外） 排気筒モニタの故障による欠測（5・6号機）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
						○	●毎日定例的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報	-	-	-	その他	
						×	-	-	-	その他	●滞留水水位、移送、処理状況に記録し、ホームページ掲載	
						○	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
						○	●開始時（一連の移送開始） ●計画変更時（実施した場合） ●終了時（一連の移送終了）	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●緊急処置実施内容、実施時期 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
						○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●開放後（1日で終る場合省略） ●閉止後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
○	●完了後速やかに	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載						

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
<p>(13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別な措置を必要とするときも同様とする。</p>	<p>① 放射線業務従事者の受ける実効線量（5年間につき100ミリシーベルト、かつ、1年間につき50ミリシーベルト）、眼の水晶体の等価線量（1年間につき150ミリシーベルト）、皮膚の等価線量（1年間につき500ミリシーベルト）、女性の実効線量等が法令で定める線量限度を超えたとき、又はそのおそれがあるとき。 ② 線量限度以下の被ばくであっても放射線管理計画書に記載された値を著しく超えたとき。 ③ 被ばく者に対する特別な措置とは、医師等の指示により勤務場所等を変更したとき、医師が放射線障害のおそれがあると判断し、診察・処置等を行ったとき、又は医師の診察・除洗等の処置を必要とするときをいう。ただし、発電所内で水洗等の簡易な除洗で除去されたものは除く。</p>	被ばく関係	線量超過	トラブル	法令に定める線量限度を超えた場合、そのおそれのある場合（1日もしくは作業単位での大量の被ばくの場合） (実効線量100ミリシーベルト/5年&50ミリシーベルト/年、眼の水晶体150ミリシーベルト/年皮膚500ミリシーベルト/年等)	○	●判明後30分以内を目安に通報	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意 ●案情で超過する場合は公表区分D
			放射線管理計画書に記載された値を超えた場合（5ミリシーベルトを超える作業が対象）、または非放射線従事者が0.5ミリシーベルトを超えた場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討		
			計画線量を大きく超えたことを確認した場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
			個人線量計の装着忘れ（リングバッジ等も含む）	トラブル	作業等において個人線量計を装着していなかった場合	○	●判明後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			高濃度物質、高濃度汚染水を発見	トラブル	高濃度物質、高濃度汚染水を発見し、立ち入り制限を実施した場合 (雲間気線量率の目安は1~4号機物的防護区域内で100ミリシーベルト/時、外で15ミリシーベルト/時)	○	●制限措置実施判断後30分以内を目安に通報	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
			内部取込の可能性	トラブル	内部取込の可能性（首より上に汚染が確認され、鼻スマイヤで汚染が確認された場合）があり、ホールボディカウンタを受検する場合	○	●ホールボディカウンタ受検指示後30分以内を目安に通報 ●ホールボディカウンタ結果判明時	-	○	○	E	●定例会見にて説明 ●日報、1F状況にも記載 ●内部取り込みが確定した場合は公表区分C
			高濃度汚染水の被水	トラブル	アノラックを着用せずに高濃度汚染水を被水した場合	○	●判明後30分以内を目安に通報 ●汚染検査、除染結果	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催も検討
全面マスク着用指示	トラブル	一時的に全面マスク着用省略の運用を中止するトラブルが発生した場合	○	●全面マスク着用指示後30分以内を目安に通報 ●ガスト、空間線量確認後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
<p>(14) 敷地内において火災が発生したとき。</p>	<p>火災であるかを判断できない場合は、発煙の有無等の発生事象の概要、消防署への通報の有無等の対応内容について連絡する。</p>	火災・発煙・油漏れ	火災・火災報知器作動	トラブル	火災を発見し、119番通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●焼火後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による鎮火判断後	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メールを送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日は臨時会見・レクの開催を検討 ●プレス発表も実施
			火災報知器が動作し、誤発報との判断ができない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●現場確認後（火災or誤警報判断後）30分を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			火災報知器が動作したが30分以内に誤発報の確認ができた場合	×	-	-	-	-	その他			
			発煙・焦げ跡の確認	トラブル	火災のおそれありとして消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●発煙停止後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後（火災か否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
			油漏れ/薬液（危険物）漏れ	トラブル	構外（海洋）への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合、または使用済燃料プールへ流入した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
			プラント設備から漏えいが確認され地面へ染み込んでいる場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			プラント設備から漏えいが確認され埋内に溜まっている場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
重機から漏えいが確認された場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明					



福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング
<p>(15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。</p>	<p>人の障害とは、放射線による障害およびそれ以外の事故等による障害をさすものとし、医師等により休業の必要があると判断された場合、又は、当日中に医師の診断結果が得られず、障害の程度が判断できない場合は連絡する。発電所敷地内で起きた事故であって救急車を要請した場合、ドクターヘリが発電所内に着陸する場合等。</p>	<p>人が人、傷病者</p>	<p>作業に起因するけが、熱中症の発生</p>	<p>トラブル</p> <p>作業に起因する負傷等で死亡者が発生した場合</p>	○	●死亡診断が出された後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができ次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
				<p>作業に起因する負傷等で重傷者（意識不明、心肺停止等）が発生した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●医師の診断結果が出た後	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
				<p>死亡者・重傷者以外の作業に起因する負傷等で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				<p>作業に起因する負傷等で業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、または集団感染の発生などで作業に影響が出る場合</p>	○	●医師の診断（作業起因による1日以上以上の休業または感染症による休業）が出た後	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明
				<p>その他疾病の発生（発生時に作業との因果関係が不明のものを含む）</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●死亡診断が出された後 ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が認められた時）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明 ●夜間・休日を含め、後日、作業との因果関係が認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分A扱い）
				<p>死亡者・重傷者以外で救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合</p>	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が認められた時）	-	-	-	その他	●夜間・休日を含め、後日、作業との因果関係が認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分C扱い）
<p>(17) その他必要と認められる事項</p>	<p>① 原子力発電所で大きな地震を感じたとき（地震観測地点の「双葉町新山」「大熊町下野上」「大熊町野上」「富岡町本岡」「楢葉町北田」のいずれかで震度4以上を目安とする。）</p> <p>② 隣り合う2局以上のモニタリングポストにおいて、2時間以上の欠測が生じたとき等。【(12) 参照】</p> <p>③ 機器の故障や誤操作等により原子炉施設保安規定に定める運転上の制限からの逸脱が生じたとき。</p>	<p>気象状況（地震、竜巻等）</p>	<p>地震</p> <p>震度4以上（双葉町、大熊町、楢葉町、富岡町の観測点）</p>	○	●発生後の中央制御室（1～4号機、5・6号機、水処理）パラメータ確認後、速やかに ●異常が確認された場合、速やかに ●パトロール終了時（区分2・3の場合）	○	-	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施し、日報、1F状況への記載はなし ●主要設備への影響が発生している場合は会見も実施	
			<p>震度3以下（同上）</p>	×	-	-	-	その他			
			<p>竜巻／落雷／津波等</p> <p>竜巻／落雷／津波等</p>	○	●待避指示発令時 ●待避指示解除時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明	
			<p>運転上の制限からの逸脱</p> <p>トラブル</p> <p>以下の設備に対する、機器の故障や誤操作等による運転上の制限からの逸脱 ・非常用水源 ・ほう酸水注入設備 ・建屋に貯留する滞留水（その他の運転上の制限からの逸脱については、各設備等のトラブル事案に記載）</p>	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●原因・対策等（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
			<p>運転上の制限からの逸脱を継続している状態で、プラントパラメータに大きな変動事象が確認された場合</p>	○	●パラメータ急変発生確認後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜（1回/時間）通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
			<p>作業</p> <p>作業等に伴う計画的な運転上の制限からの移行</p>	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後 ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	

x

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング			
	④ 制御棒の想定外の引き抜け、過挿入が生じたとき。 (燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除く)	制御棒	5・6号機における制御棒の想定外の引き抜け、過挿入	トラブル 制御棒の想定外の引き抜け、過挿入があった場合 (燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明		
	⑤ 作業に起因する傷病が発生し、医師の診断により1日以上の休業となる時。	「けが人、傷病者」に当該記載あり											
◀当社で想定▶		法令報告該当	トラブル	原子炉等規制法等に基づく報告	○	●該当判断後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
				安全上重要な機器に不具合が発見された場合	○	●該当判断後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			実施計画違反	-	保安検査、保安調査において実施計画違反(違反1~3)と判断された場合 保安検査、保安調査において実施計画違反(監視)と判断された場合	×	-	-	-	○	B	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施	
			新規設備導入、主要設備復旧	作業	炉心、使用済燃料プールの冷却に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
				作業	放射性物質の放出管理に係わる新規設備導入開始時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
				作業	5・6号機の主要設備復旧時	○	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができた実施	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
			放射性物質の調査依頼	作業	発電所構外で福島第一由来と思われる放射性物質が見つかり、調査を依頼された場合	×	-	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとまった時に公表	
			地下水バイパス	設備停止	トラブル	循環ポンプ、揚水ポンプなどのトラブルにより、地下水バイパスの運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				サンプリング結果	-	一時貯留タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合	○	-	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				-	-	揚水井のサンプリング結果が運用目標値を超え汲み上げを停止する場合	○	-	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
				-	-	排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	-	-	-	その他	
				排水実績	作業	排水停止	○	●排水作業終了後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
			サブドレン・地下水ドレン集水設備 / サブドレン他浄化設備・移送設備	設備停止	トラブル	ポンプなどのトラブルや連屋内滞留水水位よりサブドレン水位が低くなる恐れがある場合等により、系統の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				サンプリング結果	-	一時貯留タンク水のサンプリングの結果、トリチウムが運用目標値を超えた場合及び、定期的な分析で基準を超え排水を停止する場合	○	-	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				-	-	集水タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合で、浄化設備への移送が不可と判断した場合	○	-	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
				-	-	排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	○	●排水開始前	-	-	-	その他	
				排水実績	作業	排水停止	○	●排水作業終了後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、OF状況にも記載

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
		陸側遮水壁	設備停止	トラブル	ブラインの大量漏えい、供給ポンプ停止などのトラブルにより、陸側遮水壁の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		雑固体廃棄物焼却設備	設備停止	トラブル	排気のモニタリング結果、異常が認められ停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備を非常停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備の運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、上記以外の事故・トラブルが発生した場合も含め、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで通報・公表します。

※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見・レクを開催します。

※会見とは本店における記者会見を指し、レクとは福島県政記者会における記者レクを指します。

※本資料における「通報」は、原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく連絡にて行います。

【更新履歴】

2013年9月17日施行

2014年2月20日更新

2015年5月12日更新

2015年10月5日更新

2016年2月1日更新